

平成 29 年度 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に
関する講習会テキスト 追補・正誤表

(平成 29 年 5 月 Ver. 1. 2)

[追補]

1. 許可申請の添付書類の様式及び変更届出に係る廃棄物処理法施行規則の改正等について

(平成 29 年 4 月 28 日環境省 <http://www.env.go.jp/press/104040.html>)

(1) 許可申請の添付書類の様式について

1) 改正内容

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業及び処分業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請の添付書類に係る様式については、都道府県等によって統一されていなかったため、施行規則において様式第 6 号の 2 (事業計画の概要を記載した書類、事業の用に供する施設、当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、申請書が個人である場合には、資産に関する調書、申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面 (同項第 10 号)) として定められた。

2) 施行日

平成 29 年 10 月 1 日

3) テキスト該当箇所

共通/収集・運搬 P57～64 関係

(2) 役員等の変更届出の提出期限について

1) 改正内容

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業者若しくは(特別管理) 産業廃棄物処分業者(以下「産業廃棄物処理業者等」という。)は、名称、役員などを変更したときは、「変更の日から 10 日以内」に都道府県知事等に届け出る必要がある。産業廃棄物処理業者等又は産業廃棄物処理施設設置者が法人で、氏名又は名称の変更の場合等には、法人の登記事項証明書の添付が必要である。

一方、会社法第 915 条では、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記については、変更から 2 週間以内に変更の登記をすることとなっており、変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし 10 日程度とされている。

したがって、法人の場合において、登記事項証明書の添付を要する変更届出については、「変更の日から 10 日以内」とする提出期限を超過する可能性が生じていたので、これを解消するため、「変更の日から 30 日以内」と改正された。(収集運搬車両の変更等の登記事項証明書と関係ない事項についてはこれまで通り「変更の日から 10 日以内」と変更はない。)

2) 施行日

平成 29 年 5 月 15 日

3) テキスト該当箇所

共通/収集・運搬 P57【許可と届出】、P64【(7) 廃止・変更届】 資料集 P213、P214

[正誤表]

1. 共通/収集・運搬科目

科目	頁・行	修正前	種別	修正後
行政概論	48 (27~28 行目)	施行規則第1条の2 第7項 第1号~第7号	修正	施行規則第1条の2 第9項 第1号~第7号
環境概論	140 (11行目)	毎年度増加しているが、 <u>その一例を図2.1に示す。</u>	削除	下線部を削除
特別管理産業廃棄物概論	158 (25行目)	計画的処理 環境 期限	修正	計画的処理 完了 期限
安全衛生管理	256 (2行目)	安全データシート(SDS)の交付対象物質 667 物質	修正	安全データシート(SDS)の交付対象物質 663 物質

2. 処分科目

科目	頁・行	修正前	種別	修正後
中間処理・再生利用	55 (13行目)	産業廃棄物処理施設(法15条)を設置している 排出 事業者は	削除	下線部を削除
	60 (1行目)	含水率には、湿量基準(Ww)と乾量基準(Ss)とがある。	修正	含水率には、湿量基準(Ww)と乾量基準(Wd)とがある。
	63 (30行目)	乾燥操作は、熱によって水分を気化 蒸発 させ、固液分離を	削除	下線部を削除
最終処分	172 (17行目)	最終処分場は、廃棄物の①貯留機能、②遮水機能、③処理機能の三つの	追加	最終処分場は、廃棄物の①貯留機能、②遮水機能(安定型を除く)、③処理機能の三つの
	235 (4行目)	廃止基準の中で 安定型及び管理型 最終処分場の場合は、	削除	下線部を削除